

カセットボンベやスプレー缶の ごみ出し注意

庭先でのバーベキューや室内でのカセットコンロ、キャンプなどで使用したカセットボンベを処分する際は、風通しの良い場所で穴を空けてから排出してください。



穴を空けること

【注意点】

1. 完全にガスを使い切るようにしてください。
2. 穴を空ける時は、屋外の風通しが良く、火気のないところで、作業を行ってください。
3. 長期保管していたカセットボンベは、製造年月日の表示を確認し安全に使用可能か確認してください。

＜資源ごみ＞

整髪スプレー、カセットボンベ、殺虫剤・虫よけスプレー、消臭剤・制汗消臭剤など

＜燃えないごみ＞

塗料用スプレー、潤滑油のスプレー、ガスレンジ、バーベキューコンロ

問い合わせ先：生活環境課 環境グループ ☎82-2265

財産を家族に確実に託す 自筆証書遺言書保管制度が始まりました

今年7月10日から全国の法務局で、自筆で書いた遺言書を保管する「自筆証書遺言書保管制度」が始まりました。

自筆証書遺言は、本人のみで手軽に作成でき、自由度が高く、相続をめぐる紛争を防止するための有効な手段ですが、遺言書を作成した本人の死後、相続人などに発見されなかったり、一部の相続人などに改ざんされるなどの恐れがあります。

これらの問題点を解決するため、自身の財産を家族へ確実に託す方法の一つとして、自筆証書遺言を検討されるにあたっては、本制度を活用してください。

問い合わせ先：札幌法務局 苫小牧支局 総務課 ☎34-7151

10月 はかりの定期検査を実施します

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施を延期していた「特定計量器（小型はかり）の定期検査」は、緊急事態宣言解除に伴い、10月28日(水)、29日(木)に実施することとなりました。

定期検査の実施期日前（9月中を予定）に、はかりを使用している事業所を巡回し、事前調査を行いますので協力をお願いします。ただし、計量士による代検査を実施された事業者への巡回は行いません。

【特定計量器定期検査】商店やスーパーマーケット、食品加工場、学校、病院などで使用するはかりは、2年に1度、知事が実施する定期検査を受けることが義務づけられています。合格したはかりには、「定期検査済証印」が付されます。**受検しなければ取引や証明上の計量に使用することができません。**

問い合わせ先：経済振興課 商工労働グループ ☎82-8214